

令和2年（ワ）第26002号 損害賠償請求事件

原告ら （閲覧制限） 外3名

被 告 学校法人聖マリアンナ医科大学

被告第2準備書面

令和3年6月15日

東京地方裁判所民事第7部合議2係 御中

被告訴訟代理人弁護士 青 木 浩 文



同 弁護士 和 泉 宏 陽



本準備書面では、原告第1準備書面に対する認否、反論を行う。なお、略記の意義については、特段の断りのない限り、答弁書及び被告第1準備書面の例による。

第1 原告第1準備書面「第1」について

1 「1」について

(1) 「(1)」について

ア 「ア」について

学校教育法第3条、並びに同法同条に基づく文部科学省令である大学設置基準第1条第2項及び同条第3項の内容の説明としては、認める。

イ 「イ」について

大学設置基準第2条の2の内容の説明としては、認める。

ウ 「ウ」について

原告らの解釈の述べたものに過ぎないゆえ、不知。

エ 「エ」について

一般論を述べたものに過ぎないゆえ、不知。

オ 「オ」について

一般論を述べたものに過ぎないゆえ、不知。

(2) 「(2)」について

ア 「ア」について

第三者委員会作成の調査報告書（甲共2）に、原告らの指摘する内容と同趣旨の記載があることは認め、主張は争う。

イ 「イ」について

調査報告書（甲共2）に、原告らの指摘する内容と同趣旨の記載があることは認め、主張は争う。

ウ 「ウ」について

調査報告書（甲共2）に、原告らの指摘する内容と同趣旨の記載があることは認め、主張は争う。

エ 「エ」について

調査報告書（甲共2）に、原告らの指摘する内容と同趣旨の記載がある

ことは認め、主張は争う。

オ 「オ」について

(ア) 「(ア)」について

文部科学省が「聖マリアンナ医科大学第2次受験者点数分布の性差の統計的有意性」(甲共13)と題された文書を作成したこと、及び当該文書に概ね原告らの指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

(イ) 「(イ)」について

文部科学省作成の文書(甲共13)に、概ね原告らの指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

(ウ) 「(ウ)」について

文部科学省作成の文書(甲共13)に、概ね原告らの指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

(エ) 「(エ)」について

文部科学省作成の文書(甲共13)に、概ね原告らの指摘する内容の記載があることは認め、脚注の記載については不知、主張は争う。

(オ) 「(オ)」について

文部科学省作成の文書(甲共13)に、概ね原告らの指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

カ 「カ」について

(ア) 第1段落について

調査報告書(甲共2・52頁)に、平成27年度入試から平成30年度入試について、A元入試委員長ら4名による、性別という属性による一律の差別的取扱いが行われたものと認めざるを得ない、との趣旨の記載があること、及び文部科学省作成の文書(甲共13)に、概ね原告らの指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

(イ) 第2段落について

否認ないし争う。

答弁書・6ないし9頁及び12頁以下でも繰り返し主張しているように、法人としての被告が「女性であるという理由で一律に女子受験生を不利益に取り使う属性調整を行っていた」などの事実は一切ない。

2 「2」について

(1) 「(1)」について

調査報告書(甲共2)に、原告らの指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

(2) 「(2)」について

調査報告書(甲共2)に、原告らの指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

(3) 「(3)」について

調査報告書(甲共2)に、原告らの指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

(4) 「(4)」について

調査報告書(甲共2)に、概ね原告らの指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

(5) 「(5)」について

調査報告書(甲共2)に、概ね原告らの指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

(6) 「(6)」について

ア 第1段落について

否認ないし争う。

上述のとおり、法人としての被告が「女性であるという理由で一律に女子受験生を不利益に取り扱う属性調整」を行っていた事実はない。

イ 第2段落について

否認ないし争う。

いずれも、原告らの所感ないし独自の见解に過ぎない。

ウ 第3段落について

否認ないし争う。

いずれも、原告らの所感ないし独自の见解に過ぎない。また、入試委員らが「女性という属性に着目して点数調整をする配点を、黙認し続けてきた」などの事実は存しない。このことは、調査報告書（甲共2・53頁）において「A元入試委員長ら4名以外の調査対象年度に関する入試委員については、上記の差別的取扱いの認識があったとは認められなかった」との報告がなされていることから明らかである。

エ 第4段落について

否認する。

入試委員会が、一律に女子受験生を不利益に取扱う属性調整を含む入学者選抜試験体制を構築しこれを遂行することを、被告の組織として予め決定していたなどの事実は一切ない。また、調査報告書（甲共2）においても、そのような認定はなされていない。

3 「3」について

「(1)」ないし「(3)」のいずれについても、否認ないし争う。

いずれも根拠のない原告らの推論に過ぎない。

4 「4」について

(1) 「(1)」について

否認ないし争う。

法人としての被告が、原告らが指摘するような「女性受験生の合格者数を抑制する目的」をもって入学者選抜を実施したことなどない。また、第三者委員会の調査報告書（甲共2）においても、そのような認定はなされていない。

(2) 「(2)」について

主張の趣旨が不明瞭であるため、全体として否認する。

原告らが示す表に記載されているパーセンテージ（例：「平成25年度」における「67.7%」「32.3%」などの数値）は、被告大学の一般入学試験の全合格者における男性又は女性の占める割合であり、男性又は女性の「合格率」を示すものではない。

(3) 「(3)」について

調査報告書（甲共2）に、概ね原告らの指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

なお、原告らが示す表を見るかぎり、被告大学における18歳以下の女性の合格者の割合が全国水準を大きく上回る年度も存在するため、一概に被告大学の女性合格者の割合が低いなどとは評価できない。詳細は「第3 被告の主張」にて後述する。

(4) 「(4)」について

調査報告書（甲共2）に、概ね原告らの指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

(5) 「(5)」について

平成30年度及び平成29年度の被告大学の一般入学試験合格者に占める女性の割合が、それぞれ27.1%、40.4%であったとの記載が調査報告書（甲共2）に存在することは認め、主張は争う。

(6) 「(6)」について

否認ないし争う。

原告らは、第三者委員会の調査報告書（甲共2）に記載されているデータのうち、自己に有利な部分のみを切り取って主張しているに過ぎない。データを見る限り、被告大学は、他大学に比して、より多くの女子受験生に門戸を開いてきた大学である。詳細は、「第3 被告の主張」にて後述する。

5 「5」について

(1) 「(1)」について

ア 第1文について

カギ括弧内の記載の引用元が不明であるため、不知。

イ 第2文について

被告大学のアドミSSION・ポリシーの内容を記載したのものとして、概ね認める。

(2) 「(2)」について

否認ないし争う。

被告が「女子受験生の合格者数を抑制する目的」を設定したこともなければ、「組織的かつ継続的に、女子受験生を一律に不利益に取り扱ってきた」などの事実もない。

(3) 「(3)」について

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が存在すること、及び同条第1条に、原告らの指摘する内容が規定されていることは認め、その余は争う。

(4) 「(4)」について

「一連の手続」「不可分な要素として有機的に機能」「一連の入学者選抜手続の全体(甲12①～⑧)」といった、抽象的・観念的な表現の意味するところが不明確ゆえ、全体として争う。

(5) 「(5)」について

ア 「ア」について

原告らが指摘する法令及び東京地裁判例が存在することは認め、主張は争う。なお、厳密には、当該裁判例は「憲法に定められた諸規定の趣旨を尊重する義務を負う」とは判示するものの、「教育基本法等その他の法令に従う義務がある」とは判示していない。

イ 「イ」について

原告らが指摘する法令が存在することは認め、主張は争う。

ウ 「ウ」について

原告らの見解を述べたものに過ぎないため、知らないし争う。

エ 「エ」について

原告らの指摘する日本国憲法の各条文が存在することは認め、主張は争う。

オ 「オ」について

原告らの指摘する法令が存在することは認め、主張は争う。

カ 「カ」について

争う。

キ 「キ」について

否認ないし争う。

これまで繰り返し主張してきたとおり、法人としての被告が「入学者選抜に際し、女性という性別に着目してその合格者数を抑制することを意図」していたことなどない。

ク 「ク」について

原告らの指摘する法令が存在することは認め、主張は争う。

ケ 「ケ」について

否認ないし争う。

コ 「コ」について

争う。

サ 「サ」について

争う。

6 「6」について

(1) 柱書について

争う。

(2) 「(1)」について

ア 「ア」について

否認ないし争う。

被告が、「予め、女子受験生の合格者を抑制する目的」を有していた事実などないことは、既述のとおりである。ましてや、その「目的」の実現を図るために、入学者選抜体制について法人としての「意思決定」を行ったとの事実もない。答弁書・13頁以下でも述べたとおり、第三者委員会の調査報告書（甲共2）でも、被告による組織としての関与は明確に否定されている。

イ 「イ」について

「社会との接点が生じた」との意味内容が不明確であるため、否認ないし争う。

ウ 「ウ」について

「具体的権利」の意味内容が不明であるため、否認ないし争う。

エ 「エ」について

全般的に、抽象的・観念的な主張に終始しており、主張内容を正確に把握し難いため、全体として否認ないし争う。

(3) 「(2)」について

ア 「ア」について

否認ないし争う。

法人としての被告が、女子受験生に対する差別的目的や属性調整の事実を秘したまま、公正妥当な入試を仮装し、入学希望者を募集したような事実はない。

イ 「イ」について

否認ないし争う。

上記のとおり、法人としての被告が、女子受験生に対する差別的目的や属性調整の事実を秘したまま、公正妥当な入試を仮装し、入学希望者を募集した事実などない以上、被告に欺罔行為が認められる余地も無い。

ウ 「ウ」について

否認ないし争う。

詳細は、「第3 被告の主張」にて後述する。

エ 「エ」について

否認ないし争う。

被告が「欺罔的な」募集手続を行ったことはない。

オ 「オ」について

否認ないし争う。

カ 「カ」について

原告らの想像ないし憶測に過ぎないため、否認ないし争う。

キ 「キ」について

否認ないし争う。

ク 「ク」について

「『重要な構成要素』として組み込まれる」との主張が抽象的・概念的に過ぎ、その意味するところが不明確であるため、否認する。

(4) 「(3)」について

原告らが指摘する最高裁判例及び大阪高裁判例が存在することは認め、主張は争う。

なお、上記最高裁判例は、学校による生徒募集の際に説明、宣伝された論語に依拠した道徳教育という、当該学校独自の教育内容が変更され、これが実施されなくなったことが、親の期待、信頼を損なう違法なものとして不法行為を構成するか否かが争われた事案であり、本件とは全く事案を異にする。

また、上記大阪高裁判例も、大学のスポーツ推薦入試において、当該大学

の運動部の監督が、元来、スポーツ推薦入試を受ける意思のなかった学生に対し、「（合否について）99パーセント大丈夫だ。」などと当該学生を勧誘し、かつ、他大学のスポーツ推薦入試を受験しないとの前提の下、当該学生に自校のスポーツ推薦入試を受験させ、結果、当該学生が当該大学を不合格となったという事案について判示したものであり、上記最高裁判例と同様、本件とは全く事案を異にする。異なる事案について判示したこれらの裁判例が、本件との関係で先例的価値を有することはない。

(5) 「(4)」について

ア 「ア」について

争う。

イ 「イ」について

否認ないし争う。

被告が、女子受験生を男子受験生よりも劣位に置くという「発想」を有していたこともなければ、女子合格者数を抑制する「目的」を有していたこともない。

ウ 「ウ」について

原告らが指摘する条約、憲法及び法令の条文が存在することは認め、主張は争う。

エ 「エ」について

争う。

オ 「オ」について

否認ないし争う。

第2 原告第1準備書面「第2」について

1 「1」について

否認ないし争う。

法人としての被告に、各年度の入学者選抜において属性調整が行われることについての認識などなく、したがって、これを秘して被告が募集を行ったこともない。

2 「2」について

(1) 「(1)」について

ア 「ア」について

「直結する」とまで評価しうるかは不明であるが、一般論として、医学部入試が医師としての国家資格取得及び職業選択と密接に関連することは認める。また、甲共14ないし17に、原告らの指摘する内容の記載があることは認め、その余は不知。

なお、確かに、甲共14・12頁を見ると「金沢医科大学（後期）」が「89.2倍」となっているのを始め、幾つかの大学で実質倍率が高い数値を示しているが、これらの倍率は、追加募集試験（後期）での倍率であり、必ずしも、各大学の全体としての実質倍率（＝受験者数÷合格者数）を正確に反映したものではない。

イ 「イ」について

否認ないし争う。

詳細は、「第3 被告の主張」にて後述する。

ウ 「ウ」について

不知ないし争う。

およそ受験である以上、相当程度の時間的、経済的負担は不可避であり、原告らは至極当然のことを述べているに過ぎない。また、原告らの他大学の併願状況にもよるが、原告らが主張する「時間的犠牲」や「経済的負担」は、仮に被告大学を受験しなかった場合でも発生するものである。詳細は「第3 被告の主張」にて後述する。

エ 「エ」について

否認ないし争う。

詳細は、「第3 被告の主張」にて後述するが、私立大学医学部の受験日程は各大学で分散しており、特段、日程が集中しているなどの事情はない。私立大学医学部の入試日程が集中していて、受験生一人が受験できる大学数が限られている、などという主張は、明らかな事実誤認に基づくものである。詳細は「第3 被告の主張」にて後述する。

オ 「オ」について

否認ないし争う。

(2) 「(2)」について

ア 「ア」について

原告らが、それぞれ、訴状添付の「(別紙) 受験内容・損害目録」記載の各受験年度の被告大学一般入学試験を受験したことは認め、その余は知らないし争う。

イ 「イ」について

否認ないし争う。

被告の組織としての関与は、第三者委員会の調査報告書(甲共2)においても明確に否定されている。

ウ 「ウ」について

否認ないし争う。

答弁書・12頁以下で述べたとおり、そもそも法人としての被告に、欺罔行為の故意など認められない。また、原告らは、自らの意思で被告大学を受験しているのであり、「同選抜手続に参加させられた」などの事実もない。

エ 「エ」について

争う。

オ 「オ」について

否認ないし争う。

詳細は「第3 被告の主張」にて後述するが、合格可能性が一切排除されない以上、その可能性に賭けて当該大学を受験するのが受験生の一般的な心理ないし行動である。したがって、入学試験実施当時に原告らが「事前に知っていたならば、被告を受験しなかったことは明らか」などとは到底いえない。

また、原告らが「受験していたことが明らか」とまで主張する「他の大学」が、具体的にいずれの大学を指しているのかも明らかでない。

カ 「カ」について

否認ないし争う。

詳細は「第3 被告の主張」にて後述する。

キ 「キ」について

否認ないし争う。

詳細は「第3 被告の主張」にて後述する。

ク 「ク」について

不知。

なお、被告大学が課している試験科目は、私立大学医学部のそれとしては一般的なものである。詳細は「第3 被告の主張」にて後述する。

ケ 「ケ」について

争う。

コ 「コ」について

知らないし争う。

サ 「サ」について

甲共18・4ないし5頁に、概ね原告らの指摘する内容の記載があることは認め、主張は争う。

シ 「シ」について

被告が不合理な弁解を繰り返してきたとの点は否認し、その余は認める。

ス 「ス」について

被告の主張立証活動に対する原告らの所感を記載したものに過ぎず、認否の限りでない。

セ 「セ」について

争う。

第3 被告の主張

1 原告らの主張内容全般について

- (1) 被告は、答弁書・15頁において、求釈明を行うことにより、「受験慰謝料」なるものの具体的内容を明らかにすることを原告らに求めたが、原告らは、訴状におけるのと同様、第1準備書面においても、当該慰謝料の発生原因なのか、あるいは増額事由なのか判然としない様々な事情を縷述するに終始している。
- (2) また、被告が行ったとされる不法行為の内容にしても、「あからさまな女子受験生差別を内包したシステム」（原告第1準備書面・16頁）、「女子受験生に対する一個の違法な差別行為」（同・16頁）、「属性調整を含む採点等の一連の手続き」（同・17頁）、「本件入学者選抜行為は…全体として一個の違法な差別行為である」（同・18頁）、「社会との接点が生じた」（同・19頁）、といった抽象的、観念的文言を用いるばかりで、およそ明確化されていない。
- (3) さらに、原告らは、主張内容を図説するための書面（甲共12）を書証の形式で提出しているが、当該書証の内容と主張書面の内容が完全に一致しているとは言い難いことに加え、当該書証には、主張書面において一切触れられていない「不合格慰謝料」なる概念が新たに記載されており、これが原告らの主張内容を一層不明確なものにしている。

- (4) 被告としては、原告らによる更なる主張の整理ないし明確化を待つ他ないが、本準備書面においては、可能な限度で以下の諸点につき個別的に反論することとしたい。

2 原告らの主張に対する個別的反論について

- (1) 被告が女子合格者数を抑制する意図ないし目的を有していたとの主張について

ア 法人としての被告に当該意図ないし目的が認められないこと

原告らは、被告が女子受験生の合格者数を意図的に抑制する目的を有していたなどと主張する（原告第1準備書面・12頁以下）。

しかし、答弁書でも指摘したとおり、第三者委員会作成の調査報告書（甲共2）によっても被告による組織としての関与や、理事長を始めとする理事者らの「差別的取扱い」に対する認識の存在については明確に否定されている。したがって、法人としての被告が、原告らの主張するような女子合格者数を抑制するような意図ないし目的を有していたなどということはない。また、調査報告書（甲共2・53頁）では、「A元入試委員長ら4名以外の調査対象年度に関する入試委員については、上記の差別的取扱いの認識があったとは認められなかった」との認定もなされている。したがって、原告らの主張するような意図ないし目的に基づいて、被告が違法な一連の入試選抜体制を構築したなどの事情もない。

イ 被告大学入学者に対する女性の占める割合が高いこと

被告がそのような意図ないし目的を有していないことは、客観的なデータからも明らかである。調査報告書（甲共2・26ないし27頁）の＜推薦入試合格者等を含んだ全合格者＞の【女性】の表（同・27頁）を見ると、被告大学の全合格者に対する女性の占める割合は、「②全国の合格者数（※推薦入学試験等の合格者を含む。）」の【女性】の表（甲共2・27ないし28頁）に記載されている全国水準を全ての年度で上回ってい

る。当該データから、被告大学が全国水準に比して、より多くの女性受験生を合格ないしは入学させていること、及び女性合格者数を抑制するどころか、女性に対して積極的に門戸を開いてきた大学であることが明らかとなる。このような選抜姿勢をとっている被告大学が、敢えて「女子受験生の合格者数を抑制する目的」の下、意図的に「属性調整」をするなどということはありません。

(2) 原告らが他の大学を受験する機会を喪失したとの主張について

ア 具体的にいずれの大学を受験機会を喪失したのか不明であること

原告らは訴状段階より、被告大学を受験したことにより、他大学を選択する機会及び他大学の入学者選抜試験を受験する機会を喪失させられた旨、繰り返し主張するが、具体的にいずれの大学を選択し、受験する機会を喪失したと主張するものなのか、不明である。この点については、被告より求釈明を行っているところであるが（答弁書・15頁）、原告らはこれについて回答しようとしなない。この点を明らかにしないまま、ただ、抽象論として「受験機会を喪失した」との主張を繰り返したところで無意味である。

イ 他大学を受験を選択する機会が真に存したのか不明であること

他大学を受験を選択し、受験機会を喪失したとの原告ら主張は、被告大学の一般入学試験が実施された日と同一の日に他の大学の試験日が設定されているという状況が存在して初めて成立するものである。

しかし、原告らが提出する「私立医歯学部受験攻略ガイド」（甲共14）を見ても明らかなように、私立大学医学部の受験においては、日程が分散しており、原告らが主張するように日程が集中しているなどの特段の事情はない。

したがって、そもそも、被告大学を受験したことにより、他大学を選択し、受験する機会を喪失したという状況自体、真に存したのか疑わしい。

仮に、原告らが当該主張を行うのであれば、受験機会を喪失したとされる大学、すなわち、被告大学と試験日が重複しており、かつ、原告らが「属性調整」なるものの存在を知っていたならば、高度の蓋然性をもって被告大学に代わって受験したであろう大学の名称を明示すべきである。

(3) 差別的意図や属性調整を知っていたら被告大学を受験しなかったとの主張について

原告らは、「仮に、原告らが、被告の差別的意図や属性調整の存在を事前に知っていたならば、被告を受験しなかったことは明らかである」と主張する（原告第1準備書面・19ないし20頁）。

そもそも、被告が「差別的意図」を有していたこともなければ、「属性調整」を行った事実もないが、その点を措くとしても、原告らの主張するような「知っていたならば受験しなかった」などという因果関係は、以下の理由により、成り立たない。

文系理系を問わず、複数の大学を自由に選択できる私立大学の入試においては、合格可能性が完全に排除されない以上、その可能性に賭けて当該大学を受験するのが受験生の一般的な傾向である。特に、私立大学医学部の受験においては、特定の大学に進学することよりも寧ろ、「医学部に入学して医師免許を取得し、医師という職業に就く」ということが受験生にとっての最大の目的であるため、可能な限り多数の医学部を併願し、その中で合格した医学部に進学するという受験行動をとる受験生がほとんどであり、上記傾向はより顕著となる。

「私立医歯学部受験攻略ガイド」（甲共14）・6頁に記載されている「受験校を決める3つの大切なこと」という項にも「私立医学部を専願する受験生であれば、平均して10校前後を受けるのが普通である（注：下線は被告）。これはボーダーラインの1点に何十人と並ぶことのある私立医学部入試では、出来るだけ多くの受験機会を設けることが合格可能性を上げることに繋

がるからである」との記載があり、上述のような受験行動ないし傾向は、私立大学医学部の受験生の間では周知の事実となっている。また、多数の大学の併願が可能であるという特性から、受験生によっては、いわゆる「力試し」として出願するという行動をとる場合も少なくない。

以上のような私立大学医学部受験の特性に照らすと、仮に、女性であることを理由として何らかの差別的取扱いを受けるかもしれないということを原告らが事前に知っていたとしても、合格可能性自体が否定されない以上、出願それ自体を取りやめるということは私立大学医学部受験生の行動として考えがたい。上述のように、他大学の試験日との日程重複の可能性が低いという事情があれば尚更、「まずは出願して受験する」という選択をするのが通常である。上記「攻略ガイド」（甲共14）にも、「メルリックス（注：甲共14を作成した医学部受験予備校）では『迷ったらとりあえず出願しよう』と生徒に話している」（同・6頁）との記載されており、受験界においても、積極的に出願を行うことが一般的と考えられていることが窺える。

したがって、入学試験実施当時に原告らが「被告の差別的意図や属性調整の存在を事前に知っていたならば、被告を受験しなかったことは明らか」などとは到底いえないし、当該事情を知っていれば、被告大学を受験しなかったであろう高度の蓋然性すらあったとはいえない。

(4) 原告らの受験勉強自体が徒労に帰したかの如き主張について

原告らは、「被告大学の入学試験では、適性試験や小論文など、過去の被告の出題形式等を研究し、特別な対策を必要とする科目も存在する」（原告第1準備書面；22頁）などと、被告大学が特殊な入試体制を敷いているかの如き主張を行った上で、「原告らは…被告の受験に対して照準を合わせて積み上げてきた自らの努力が全て裏切られた」（同・24頁）として、あたかも、原告らが被告大学を受験したことにより、原告らの受験勉強や努力自体が徒労に帰したかの如き主張を行っている。

しかし、被告大学の一般入学試験において課されている試験科目は、他の多くの私立大学医学部が課しているものと同様であり、その内容もごく一般的なものである。すなわち、被告大学の第1次試験の科目は、英語、数学、理科（2科目）であり（甲共2・19頁）、他の大多数の私立大学医学部で課されている試験科目のみで構成されている（甲共14・13頁以下）。また、第2次試験で課されている適性検査、面接、小論文についても、他の多くの私立大学医学部で課されているものであり、被告大学に特有のものではない（甲共14・13頁以下）。

以上に照らすと、被告大学のための受験勉強は、同時に他大学の対策にもなり得るし、その逆もまた成り立つという関係にあり、被告大学の受験にあたって、原告らが被告大学合格のためだけに、何らかの特別な対策等を強いられたような事情はない。そして、上述のとおり、私立大学医学部の入試においては、受験生が平均10校程度の多数の大学を選択、併願し、その中から合格した大学に進学する、という受験行動をとるのが一般的なのであるから、原告らが被告大学だけを専願していたなどの特段の事情でもない限り、原告らの受験勉強や積み上げてきた努力が徒労に帰すようなことはない。

したがって、原告らの受験勉強や努力が徒労に帰したかの如き事情は認められない。かかる事情をもって、慰謝料の発生原因ないし増額事由と評価することはできない。

第4 求釈明事項

原告第1準備書面の主張を受けて、以下のとおり、求釈明をする。

- 1 原告らが受験機会を喪失したと主張する大学の名称を特定されたい。
- 2 上記「第3 被告の主張」で述べたとおり、原告らの各主張の当否は、原告らの実際の他大学の併願状況と密接に関連する。また、原告1について主張されている受験に要した交通費（甲A1の1、同の2）等についても、原告1の

併願状況次第では、損害と評価されない可能性がある。そこで、原告ら全員の各年度の併願状況を、大学の具体名を挙げて特定されたい。

以上